

特 記 仕 様 書

1 工 事 名	広島高速ETC路側設備用倉庫新築工事 (その2)
2 工事場所	広島市西区山手町
3 工 期	請負契約締結の日から令和4年1月14日までとする。
4 工事概要	E T C路側設備用倉庫 (ガレージタイプ: 2連結) 新築 1棟 その他詳細は図面を参考

年度

3

工事 No.

5 付帯工事	なし																																				
6 別契約の関連工事	なし																																				
7 図 面	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">図 面</td> <td style="width: 45%;">No.1 ~ No.6(表紙、図面目録含む)</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">計</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">8 枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>No. ~ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">8 枚</td> </tr> </table>	図 面	No.1 ~ No.6(表紙、図面目録含む)	計	8 枚		No. ~ No.	計	枚			合計	8 枚																								
図 面	No.1 ~ No.6(表紙、図面目録含む)	計	8 枚																																		
	No. ~ No.	計	枚																																		
		合計	8 枚																																		
8 仕様書	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">・ 仕様書</td> <td style="width: 45%;">No.1 ~ No.12</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">計</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">13 枚</td> </tr> <tr> <td>・ 特記仕様書</td> <td>No.1 ~ No.3</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">3 枚</td> </tr> <tr> <td>・ 建築工事特記仕様書</td> <td>No.1 ~ No.15</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">15 枚</td> </tr> <tr> <td>・ 建築改修工事特記仕様書</td> <td>No. ~ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td>・ 解体工事特記仕様書</td> <td>No. ~ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td>・ 工事標示板特記仕様書</td> <td>No.1</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1 枚</td> </tr> <tr> <td>・ 事業損失特記仕様書</td> <td>No. ~ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>No. ~ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">32 枚</td> </tr> </table>	・ 仕様書	No.1 ~ No.12	計	13 枚	・ 特記仕様書	No.1 ~ No.3	計	3 枚	・ 建築工事特記仕様書	No.1 ~ No.15	計	15 枚	・ 建築改修工事特記仕様書	No. ~ No.	計	枚	・ 解体工事特記仕様書	No. ~ No.	計	枚	・ 工事標示板特記仕様書	No.1	計	1 枚	・ 事業損失特記仕様書	No. ~ No.	計	枚	・	No. ~ No.	計	枚			合計	32 枚
・ 仕様書	No.1 ~ No.12	計	13 枚																																		
・ 特記仕様書	No.1 ~ No.3	計	3 枚																																		
・ 建築工事特記仕様書	No.1 ~ No.15	計	15 枚																																		
・ 建築改修工事特記仕様書	No. ~ No.	計	枚																																		
・ 解体工事特記仕様書	No. ~ No.	計	枚																																		
・ 工事標示板特記仕様書	No.1	計	1 枚																																		
・ 事業損失特記仕様書	No. ~ No.	計	枚																																		
・	No. ~ No.	計	枚																																		
		合計	32 枚																																		
9 積算根拠 (基準・単価)	<p>* 本工事の積算では、以下の基準等を適用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共建築工事積算基準（平成 31 年 12 月版） ② 公共建築工事共通費積算基準（平成 28 年 12 月版） ③ 公共建築工事標準単価積算基準（令和 2 年版） ④ 公共建築数量積算基準（平成 29 年版） ⑤ 令和 3 年 5 月の単価((一財)建設物価調査会、(一財)経済調査会の刊行物) 																																				
10 施工条件	<p>選択する事項は○印のついたものを適用する。ただし○印がない場合は※を適用する。 ○印と⊗の両方ある場合は共に適用する。</p> <p>* 交通誘導警備員の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場施工中、図示箇所に常時 名配置すること。 ○ 資材・仮設材等の搬入出時および大型車両の出入時等に配置すること。5 人見込んでいる。 <p>* 中間検査の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、中間検査の対象工事である。 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中間検査の実施時期については、監督員から通知するものとする。 ◇ 検査の実施において検査員が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に関する費用は、受注者の負担とする。 ◇ 受注者は、中間技術検査において改善を指示された場合、速やかに改善するものとする。 </div> <p>○ 実施する予定なし</p> <p>* 施工時間について</p> <p>本工事における施工時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。 ただし、この時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。</p>																																				

* 情報共有システムの利用について

- (1) 本工事で利用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (2) 受注者は利用を希望する場合、施工計画書の提出までに発注者へ書面にて報告し、利用申込みを行うこと。（任意）
- (3) 情報共有システムを利用する場合は次によること。
 - ア 情報共有システムの利用に必要な費用は受注者負担とする。
 - イ 情報共有システムを利用して帳票を提出する際は情報共有システム登録様式の工事打合せ簿を利用すること。なお、情報共有システムを利用して提出する帳票は工事打合せ簿、工事週報等とし、詳細は協議によることとする。
 - ウ 情報共有システムを利用して提出する帳票については署名または押印を不要とする。ただし、情報共有システムを利用して提出し、処理が完了した帳票については、別途、印刷して紙書類（押印不要）で提出すること。
- (4) 情報共有システム利用に関する検証を行うため、情報共有システムを利用した工事または請負代金額が1000万円以上の対象工事については別に定めるアンケートに回答し、監督員へ提出すること。

その他

- (1) 受注者は本工事契約締結後、速やかに工事用図面を次のとおり監督員と協議の上、提出すること。工事用図面は、仕様書等と設計図面で構成する。
 - ・見開き A2 版 (A3 製本)・・・部
 - ・見開き A3 版 (A4 製本)・・・2部
- (2) 工期には、完成検査に必要な期間を見込んでいる。検査日は、契約工期の期限 7 日前までに設定するよう努めること。
- (3) 建設発生土について
本工事で発生する発生土の処分先については、再資源化施設へ搬出し次の処分先条件を想定している。
 - (処分先) 広島県広島市東区
 - (運搬距離) 約 25 km
 - (処分費用) 平日昼間の受入費用
- (4) アスファルト塊について
本工事で発生するアスファルト塊の処分先については、再資源化施設へ搬出し次の処分先条件を想定している。
 - (処分先) 広島県広島市佐伯区
 - (運搬距離) 約 20 km
 - (処分費用) 平日昼間の受入費用